

株 主 各 位

群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7

佐田建設株式会社

代表取締役社長 荒木 徹

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月27日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月28日(木曜日)午前10時
2. 場 所 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
佐田建設株式会社 本社6階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第63期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第63期(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件決議事項
 - 第1号議案 取締役9名選任の件
 - 第2号議案 監査役4名選任の件

以 上

-
1. 添付書類および株主総会参考書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.satakensetsu.co.jp/>)において、修正後の事項を掲載させていただきます。
 2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 企業集団の事業の経過及びその成果

① 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災による国内経済の停滞は緩やかな回復基調にあるものの、原発事故による電力問題の長期化、欧州の金融危機による急激な円高の進行や株価の低迷が企業収益へ影響を及ぼすなど、景気は未だ不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、公共投資の縮減継続や民間設備投資の低迷による受注価格競争が激化するなど、依然として厳しい環境となりました。

当社グループはこのような状況下、昨年10月に宮城県仙台市に東北営業所を開設し受注拡大を目指すとともに、経営資源を集中し受注の確保と利益の向上に全力で取り組み、「中期経営計画」の確実な遂行に最大限の努力を継続してまいりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は土木関連83億2千5百万円（前期比5.0%増）、建築関連168億4千8百万円（前期比3.5%増）となり、合計で受注高251億7千3百万円（前期比4.0%増）となりました。

売上高は土木関連82億2千3百万円（前期比9.3%減）、建築関連146億7千6百万円（前期比11.3%減）、合計228億9千9百万円（前期比10.6%減）となりました。

繰越高は土木関連47億5千3百万円（前期比2.2%増）、建築関連95億4千5百万円（前期比29.5%増）、合計142億9千9百万円（前期比18.9%増）となりました。

営業損益につきましては、工事原価の圧縮などによる完成工事総利益の改善効果により、営業利益2億8千4百万円（前期は営業損失1億9千8百万円）、経常利益2億6千7百万円（前期は経常損失2億1千万円）となりました。

当期純損益につきましては、厚生年金基金の解散に伴う最低責任準備金の変動や企業年金連合会の支払保証事業からの保証給付が適用された結果、今後当社が負担する確定拠出年金等への拠出額が減少したため、「最低責任準備金精算に伴う影響額」3億1千5百万円及び「支払保証事業保証給付金」5千4百万円を特別利益に計上したことなどにより、6億5百万円（前期比70.7%減）の当期純利益となりました。

当社の業績につきましては、受注高は土木関連77億2千万円（前期比8.2%増）、建築関連133億3千6百万円（前期比5.4%減）となり、合計で210億5千7百万円（前期比0.8%減）となりました。また、受注高の工事別比率は、土木関連36.7%、建築関連63.3%であり、発注者別比率では、官公庁工事52.1%、民間工事47.9%であります。

売上高は、土木関連75億7千5百万円（前期比8.3%減）、建築関連115億5千9百万円（前期比20.4%減）、合計191億3千5百万円（前期比16.0%減）となりました。また、売上高の工事別比率は、土木関連39.6%、建築関連60.4%であり、発注者別比率では、官公庁工事44.7%、民間工事55.3%であります。

繰越高は、土木関連47億8百万円（前期比3.2%増）、建築関連85億5千7百万円（前期比26.2%増）、合計132億6千6百万円（前期比16.9%増）となりました。また、繰越高の工事別比率は、土木関連35.5%、建築関連64.5%であり、発注者別比率では、官公庁工事56.8%、民間工事43.2%であります。

営業損益につきましては、工事原価の圧縮などによる完成工事総利益の改善は図られているものの、取引先に対する貸倒引当金（5千1百万円）の計上や一部の不採算工事に対する工事損失引当金（4千万円）の計上などにより、営業利益1億7百万円（前期は営業損失3億1百万円）、経常利益1億2千8百万円（前期は経常損失2億4千9百万円）となりました。

当期純損益につきましては、厚生年金基金の解散に伴う「最低責任準備金精算に伴う影響額」3億1千5百万円及び「支払保証事業保証給付金」5千4百万円を特別利益に計上したことなどにより、5億3千8百万円（前期比73.7%減）の当期純利益となりました。

② 部門別の事業の状況

（企業集団の状況）

受注高・売上高・繰越高

（単位 百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	土木関連	4,651	8,325	8,223	4,753
	建築関連	7,373	16,848	14,676	9,545
合 計		12,025	25,173	22,899	14,299

（当社の状況）

受注高・売上高・繰越高

（単位 百万円）

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
建 設 事 業	土木関連	4,563	7,720	7,575	4,708
	建築関連	6,780	13,336	11,559	8,557
合 計		11,344	21,057	19,135	13,266

1-2. 企業集団の設備投資等についての状況

特に記載すべき事項はありません。

1-3. 企業集団の直前三事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の状況

項目 \ 期別	平成20年度 第60期	平成21年度 第61期	平成22年度 第62期	平成23年度 第63期(当期)
受注高(百万円)	29,431	20,608	24,213	25,173
売上高(百万円)	36,452	27,809	25,617	22,899
当期純利益(百万円)	202	△665	2,071	605
1株当たり当期純利益(円)	2.61	△8.57	26.70	7.81
総資産(百万円)	24,230	17,135	18,230	17,103
純資産(百万円)	5,358	4,687	6,759	7,439

(注) 1株当たり当期純利益の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)より算出しています。

② 当社の状況

項目 \ 期別	平成20年度 第60期	平成21年度 第61期	平成22年度 第62期	平成23年度 第63期(当期)
受注高(百万円)	25,139	17,770	21,231	21,057
売上高(百万円)	32,221	23,594	22,786	19,135
当期純利益(百万円)	97	△733	2,045	538
1株当たり当期純利益(円)	1.25	△9.45	26.37	6.94
総資産(百万円)	22,498	15,857	17,030	15,704
純資産(百万円)	4,925	4,192	6,238	6,850

(注) 1株当たり当期純利益の計算については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)より算出しています。

1-4. 企業集団が対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、政府による政策効果により景気を持ち直しが期待されるものの、原油価格の高騰や電力供給の制約、雇用・所得環境の悪化、長引くデフレの影響などから、経済の先行きに対する不透明感が強まり、景気は依然として厳しい状況が続くものと思われまます。

建設業界におきましては、復興に向けた建設投資の増加が見込まれますが、企業収益の減少による民間設備投資の抑制や価格競争の更なる激化など、今後も厳

しい受注環境が続くものと予測されます。

こうした状況下、当社グループは経営資源を集中し受注と利益の向上に全力で取り組み、全社を挙げて「中期経営計画」の施策を継続してまいります。

利益配分につきましては、経営環境の変化に十分対処し得る財務体質を内部留保により図りながら、株主の皆様に対し安定配当を行うとともに、業績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

しかしながら、当期の配当につきましては、厳しい経営環境を勘案し、誠に申し訳なく存じますが、引き続き無配とさせていただきます。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

1-5. 企業集団の主要な事業セグメント

当社は、建設業法により特定建設業者（特-20）第3567号の国土交通大臣許可を受け、土木・建築並びに関連する事業を行っております。また、当社は宅地建物取引業法により宅地建物取引業者（1）第7067号として、群馬県知事免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

子会社5社は建設工事の受注・施工を行っている他、株式会社前橋機材センターは建設用資機材の賃貸事業等を行っております。

1-6. 企業集団の主要拠点等

(1) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 社	群馬県前橋市	栃 木 支 店	栃木県小山市
東 京 支 店	東京都豊島区	茨 城 支 店	茨城県下妻市
大 阪 支 店	大阪府大阪市	名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市
さいたま支店	埼玉県さいたま市	東 北 営 業 所	宮城県仙台市
子 会 社			
佐田道路(株)	群馬県前橋市	彩光建設(株)	埼玉県さいたま市
(株)島田組	群馬県桐生市	(株)前橋機材センター	群馬県前橋市
(株)リフォーム群馬	群馬県前橋市		

(2) 企業集団の使用人の状況

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
440名	14名減	45.9才	21.0年

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
358名	11名減	45.3才	23.6年

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

① 子会社の状況

名称	当社の出資比率	主要な事業内容
佐田道路株式会社	100.0%	土木工事の施工、建築資材の販売等
株式会社島田組	100.0%	土木建築の請負並びに建築資材の販売
株式会社リフォーム群馬	100.0%	建築の請負並びに設計及び施工業務
彩光建設株式会社	100.0%	建築土木工事の設計並びに施工、建築資機材の販売等
株式会社前橋機材センター	100.0%	建設用資材機器及び機械装置の製造、販売及び賃貸等

② 企業結合の経過

当連結会計年度において、子会社の異動はありません。

③ 企業結合の成果

「企業集団の直前三事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりです。

1-8. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社群馬銀行	400百万円
株式会社足利銀行	300百万円
株式会社東和銀行	100百万円
中央三井信託銀行株式会社	100百万円
株式会社みずほ銀行	12百万円
株式会社群馬銀行他(注)	80百万円

- (注) 1. 上記の80百万円の借入残高は、タームローンによるものであります。
 2. 中央三井信託銀行(株)は、平成24年4月1日付で、住友信託銀行(株)及び中央三井アセット信託銀行(株)と合併し、三井住友信託銀行(株)となっております。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 250,000,000株
- ② 発行済株式の総数 77,556,663株（自己株式49,503株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 7,939名（前期末比664名減）
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
株 式 会 社 群 馬 銀 行	3,185千株	4.1%
佐 田 建 設 従 業 員 持 株 会	2,891	3.7
佐 田 建 設 伸 佐 会 持 株 会	1,790	2.3
株 式 会 社 ヤ マ ト	1,611	2.1
東 京 石 灰 工 業 株 式 会 社	1,300	1.7
株 式 会 社 損 害 保 険 ジ ャ パ ン	1,256	1.6
野 村 證 券 株 式 会 社	1,236	1.6
日 本 証 券 金 融 株 式 会 社	1,158	1.5
株 式 会 社 ヤ マ ダ 電 機	1,000	1.3
松 井 証 券 株 式 会 社	833	1.1

（注）持株比率は、自己株式（49,503株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

3-1. 当社の会社役員に関する事項

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	荒 木 徹	
取締役副社長	水 出 潔	建築本部長
取 締 役	大 沢 智	土木本部長
取 締 役	黒 岩 典 之	営業本部長
取 締 役	多 田 満 之	本店長
取 締 役	楯 登	東京支店長
取 締 役	山 本 次 男	栃木支店長
取 締 役	石 田 弘 義	弁護士
取 締 役	林 章	公認会計士・税理士
常 勤 監 査 役	神 山 明	
監 査 役	関 口 卓 男	
監 査 役	丸 山 和 貴	弁護士
監 査 役	櫻 井 則 彦	税理士

(注) 1. 当期中の取締役の異動

- 平成23年6月29日開催の第62回定時株主総会終了後の取締役会において、取締役副社長に水出 潔氏が選定され就任いたしました。
2. 取締役石田 弘義、林 章の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役丸山 和貴、櫻井 則彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役丸山 和貴氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
 5. 監査役櫻井 則彦氏は、税理士の資格を有しており、税務に関する相当程度の知見を有するものであります。

3-2. 取締役、監査役ごとの報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	9人	27百万円
監 査 役	4人	10百万円
計	13人	38百万円

3-3. 各社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	石田 弘義	当事業年度開催の取締役会15回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
取締役	林 章	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、経営判断、意思決定に必要な発言を行っています。
監査役	丸山 和貴	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、当社のコンプライアンス体制の維持等についての発言を行っています。
監査役	櫻井 則彦	当事業年度開催の取締役会15回のうち14回、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地から、当社の財務情報の変更等について発言を行っています。

3-4. 責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする旨の契約を締結しています。

3-5. 社外役員の報酬等の総額

区 分	人 数	報酬等の額
社 外 取 締 役	2人	3百万円
社 外 監 査 役	2人	3百万円

4. 会計監査人に関する事項

4-1. 氏名又は名称

当社の会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

4-2. 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	22百万円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

4-3. 解任又は不再任の決定の方針

- ① 会社法第337条（会計監査人の資格等）第3項の規定に抵触したとき。
- ② 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- ③ 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

上記の事項に該当した場合、又は該当しない事が明らかではない場合に、会計監査人の解任又は不再任の決定を行います。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

5-1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

【役職員行動規範】を役職員に周知することにより、コンプライアンスを企業活動の基本方針とすることを徹底する。

コンプライアンス体制を推進するため、「コンプライアンス基本規程」および「内部通報規程」を定め、コンプライアンス統括部署を経営企画部コンプライアンス課とし、相談・通報の窓口とする。

役職員は、コンプライアンス違反行為が現に行なわれ、または、行われようとしているときには、経営企画部コンプライアンス課に通報するものとし、通報者の保護を徹底することにより、コンプライアンス違反行為の未然防止に努める。

② 財務報告の内部統制

会計基準その他関連する諸法令および当社経理規程を遵守し、当社および連結子会社の財務報告の適法性と適正性を確保するための体制を整備する。

③ 内部監査

経営企画部コンプライアンス課が内部監査を兼担する。経営企画部コンプライアンス課は、全部門を対象として定期的または臨時に実施する内部監査を通じて、全ての業務が法令、定款、社内諸規程に準拠して、適正かつ効率的に遂行されているかをモニタリングし、問題点の把握と改善に努め、経営層に報告するとともに、必要に応じて監査役および会計監査人と協議する。

④ 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

金融商品取引法その他の関連法令に従い、財務報告の信頼性と適正性を確保するために、経営企画部を責任部署として、財務報告に係る内部統制の整備お

および運用の体制を構築する。経営企画部は、内部統制が有効に機能することを継続的に評価し、その内容を経営会議へ報告する。経営会議は不備等への是正を指示し、改善の状況を適時に把握する。

⑤ 反社会的勢力への対応

反社会的勢力および団体に対しては毅然として対応することを役職員行動規範に定め、役職員に周知徹底を図る。対応統括部署を総務部とし、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める講習を受けた総務部長が、不当要求防止責任者となっている。総務部は、経営企画部コンプライアンス課や顧問弁護士と協議し、事案に応じた対応を講じる社内体制を整備する。企業に対するあらゆる暴力の防止および排除を目的とする「群馬県企業防衛対策協議会」の会員として、必要な情報交換を行うとともに警察活動に協力する。

5-2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、以下の文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに少なくとも10年間保管するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

- ① 株主総会議事録
- ② 取締役会議事録
- ③ 経営会議議事録
- ④ 稟議書
- ⑤ 契約書
- ⑥ 計算書類および連結計算書類

5-3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役、執行役員および使用人は、その所管業務に関して、職位別の権限と責任並びに職務基準を明確にし、目標管理を徹底するとともに、その業務プロセスに内在するリスク（目標達成の不確実性および損失発生の危険性をいう）の認識・評価・管理に係る「部門別リスク管理規程」を定め、リスクマネジメント体制を構築する。

部門横断的なリスクについては、経営企画部において統括管理を行なう。

経営企画部コンプライアンス課は、内部監査により業務管理・業務執行のリスクマネジメントの状況を検討・評価し、その結果に基づく改善・合理化への助言・提案等を通じてリスクマネジメントの改善を図る。

- ② 天災地変・重大災害等、企業の存続を脅かしかねない不測の事態発生に備え、「緊急時リスク管理規程」を新たに定め、社長を対策本部長とする緊急時対応体制を整備し、損失を最小限とすべく対応する。

5-4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、安定した利益が確保できる企業体質を構築し、顧客の更なる信頼と満足に応える企業を目指した「中期経営計画」に基づいて、経営目標達成のために活動し、進捗状況の管理を行なう。

取締役および執行役員は、「中期経営計画」に基づき、予め設定された所管部門の目標の進捗状況を自ら管理・検証する。財務部門において別途実績に係るデータ集積がなされ、これらの情報は経営会議に伝達される。経営会議は経営目標達成のために必要な対策を協議・決定する。

- ② 経営上の迅速な意思決定と監督機能を強化するため、平成13年より執行役員制度を導入している。

取締役会は毎月1回定例開催し、必要に応じて臨時に開催する。

取締役会は、法令および定款並びに「取締役会規則」に定める経営上の重要な意思決定を行ない、取締役および執行役員の役割と権限を定め、その職務執行を監督する。

経営会議は適時・的確に意思決定を行なうため毎週1回定例開催する。

経営会議は社長を議長とし、取締役会付議議案の事前審議を行なうとともに、業務執行に関する重要事項を協議・決定する。

執行役員会議は定例取締役会後開催する。

執行役員会議は重要な業務方針の伝達を行なうとともに、執行上の課題について協議・検討する。

5-5. 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループは、当社および連結子会社5社で構成されるが、【経営理念】・【基本方針】・【役職員行動規範】は、グループ全体に適用することとする。
- ② 子会社の統括管理部署を経営企画部とし、担当職員を配置する。
- ③ 子会社の重要な会計方針は、当社の会計方針に統一し運用することとする。
- ④ 子会社は全て取締役会監査役設置会社とし、グループ監視機能を維持するため、当社から役職員を監査役として派遣することとする。
- ⑤ 子会社の経営上の重要事項については、「当社グループ運用規則」に従い、案件に応じて、経営会議または取締役会において決定する。
- ⑥ 当社監査役、子会社監査役、内部監査部署は、当社と子会社間および子会社相互の間で非通例的取引が行なわれないよう監視し、業務の適正を確保する。

5-6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を置くこととする。

5-7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

当該使用人を置く場合は監査役室配属とし、人事評価・異動等については監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

5-8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 代表取締役および取締役は、監査役の出席する取締役会、経営会議において随時担当業務の状況を報告する。
- ② 取締役、執行役員および使用人は、当社およびグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実および業績に影響を与える重要な事項、または、役員による違法または不正な行為を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- ③ 監査役は何時でも必要に応じて取締役、執行役員および使用人に対して報告を求めることができる。

5-9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 法律・税務の専門家が社外監査役に就任している。経営に対する独立監査機能を強化・維持するため、この体制を確保する。
- ② 社長は、当社が対処すべき課題および監査上の事項について、監査役と定期的に意見交換を行ない意思の疎通を図ることとする。
- ③ 監査役全員が取締役会に出席し常勤監査役が経営会議に出席している。取締役会の重要情報へのアクセス並びに意思決定過程監査の機会を保障するため、この体制を確保する。
- ④ 監査役は、会計監査人およびグループ各社の監査役と情報交換し、併せて、内部監査部署と連携することにより、当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。

(注) 本事業報告中の記載金額及び持株数は、表示単位未満を切捨て、比率は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,279	流動負債	8,338
現金預金	6,385	支払手形	2,094
受取手形	430	工事未払金	3,126
完成工事未収入金	4,949	短期借入金	992
未成工事支出金	36	未払金	402
未収入金	343	未成工事受入金	1,271
未消費税等	10	完成工事補償引当金	3
その他	136	賞与引当金	78
貸倒引当金	△13	工事損失引当金	40
		債務保証損失引当金	137
		その他	190
固定資産	4,824	固定負債	1,325
有形固定資産	4,452	長期未払金	577
建物・構築物	1,415	繰延税金負債	43
機械・運搬具	43	再評価に係る繰延税金負債	515
工具器具・備品	40	退職給付引当金	88
土地	2,847	その他	100
その他	107		
		負債合計	9,664
無形固定資産	47	(純資産の部)	
ソフトウェア	6	株主資本	6,546
電話加入権	31	資本金	1,886
その他	10	資本剰余金	2,048
投資その他の資産	324	利益剰余金	2,616
投資有価証券	254	自己株式	△3
破産更生債権等	1,669	その他の包括利益累計額	892
その他	70	その他有価証券評価差額金	1
貸倒引当金	△1,669	土地再評価差額金	891
		純資産合計	7,439
資産合計	17,103	負債・純資産合計	17,103

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結損益計算書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高		22,899
売 上 原 価		
完成工事原価		21,269
売 上 総 利 益		
完成工事総利益		1,630
販売費及び一般管理費		1,346
営 業 利 益		284
営 業 外 収 益		
受取利息配当金	1	
その他営業外収益	13	14
営 業 外 費 用		
支払利息	29	
その他営業外費用	1	31
経 常 利 益		267
特 別 利 益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	0	
最低責任準備金精算に伴う影響額	315	
支払保証事業保証給付金	54	
貸倒引当金戻入額	19	
債務保証損失引当金戻入額	2	396
特 別 損 失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	0	0
税金等調整前当期純利益		664
法人税、住民税及び事業税	64	
法人税等調整額	△6	58
少数株主損益調整前当期純利益		605
当 期 純 利 益		605

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
平成23年4月1日残高	1,886	2,048	2,010	△3	5,941
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得				△0	△0
当期純利益			605		605
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計			605	△0	605
平成24年3月31日残高	1,886	2,048	2,616	△3	6,546

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成23年4月1日残高	0	817	818	6,759
連結会計年度中の変動額				
自己株式の取得				△0
当期純利益				605
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	0	73	74	74
連結会計年度中の変動額合計	0	73	74	680
平成24年3月31日残高	1	891	892	7,439

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結している。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称 佐田道路株式会社・株式会社島田組・株式会社リフォーム
群馬・彩光建設株式会社・株式会社前橋機材センター

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用する対象会社はない。

(3) 会計処理基準に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価
法（評価差額は全部純資産直入法によ
り処理し、売却原価は移動平均法によ
り算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金 個別原価法（連結貸借対照表価額は収
益性の低下による簿価切下げの方法に
より算定）

材料貯蔵品 最終仕入原価法（連結貸借対照表価額
は収益性の低下による簿価切下げの方
法により算定）

② 固定資産の減価償却方法

1. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法

2. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内におけ
る利用可能期間（5年）に基づく定額法

3. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法
によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

③ 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

2. 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上している。

3. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上している。

4. 工事損失引当金

受注工事の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上している。

5. 債務保証損失引当金

債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上している。

6. 退職給付引当金

連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。

④ 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

⑤ 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

追加情報

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用について」

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

「連結納税制度の適用について」

当連結会計年度より、連結納税制度を導入しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産	建 物	1,284百万円
	土 地	2,693百万円
	合 計	3,977百万円

なお、上記に対応する債務はない。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,236百万円

(3) 保証債務

下記の会社のマンション売買契約手付金の返済債務について保証している。

(株)タカラレーベン	120百万円
------------	--------

(4) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出している。

② 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価と

再評価後の帳簿価額との差額 Δ 883百万円

(5) 手形割引高 受取手形 245百万円

(6) 手形裏書譲渡高 受取手形 26百万円

(7) 連結会計年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれている。

受取手形	28百万円
支払手形	10百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	77,606,166	—	—	77,606,166

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	46,809	2,694	—	49,503

（変動事由の概要）

増加数の内訳は、単元未満株式の買取による増加2,694株である。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び完成工事未収入金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の用途は運転資金である。なお、当社グループはデリバティブ取引を全く利用していない。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
	百万円	百万円	百万円
(1) 現金及び預金	6,385	6,385	—
(2) 受取手形	430	430	—
(3) 完成工事未収入金	4,949	4,949	—
(4) 投資有価証券（その他有価証券）	6	6	—
(5) 破産更生債権等 貸倒引当金(*)	1,669 △1,669		
	—	—	—
資産計	11,771	11,771	—

(1) 支払手形	2,094	2,094	—
(2) 工事未払金	3,126	3,126	—
(3) 短期借入金	992	992	—
(4) 未成工事受入金	1,271	1,271	—
負債計	7,485	7,485	—

(*) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除している。

① 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形並びに (3) 完成工事未収入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっている。
- (4) 投資有価証券（その他有価証券）
これらについては、取引所の価格によっている。
- (5) 破産更生債権等
これらについては、担保及び保証による回収見込額等により時価を算定している。

負債

- (1) 支払手形、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金並びに (4) 未成工事受入金
これらについては、短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっている。

② 非上場株式の時価の算定方法に関する事項

非上場株式（連結貸借対照表計上額248百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券（その他有価証券）」には含めていない。

5. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	95円93銭
1株当たり当期純利益	7円81銭

貸借対照表

(平成24年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,519	流動負債	7,728
現金預金	5,385	支払手形	2,015
受取手形	280	工事未払金	2,784
完成工事未収入金	4,371	短期借入金	992
未成工事支出金	17	未払金	325
未収入金	408	未払法人税等	20
未消費税等	24	未成工事受入金	1,236
その他	41	完成工事補償引当金	2
貸倒引当金	△10	賞与引当金	52
		工事損失引当金	40
		債務保証損失引当金	137
		その他	120
固定資産	5,184	固定負債	1,124
有形固定資産	4,178	長期未払金	577
建物・構築物	1,388	繰延税金負債	1
機械・運搬具	29	再評価に係る繰延税金負債	515
工具器具・備品	38	その他	30
土地	2,693		
その他	29	負債合計	8,853
無形固定資産	45	(純資産の部)	
ソフトウェア	6	株主資本	5,957
電話加入権	29	資本金	1,886
その他	10	資本剰余金	2,005
		資本準備金	1,940
投資その他の資産	959	その他資本剰余金	65
投資有価証券	252	利益剰余金	2,069
関係会社株式	657	その他利益剰余金	2,069
破産更生債権等	1,663	繰越利益剰余金	2,069
その他	49	自己株式	△3
貸倒引当金	△1,663	評価・換算差額等	892
		その他有価証券評価差額金	1
		土地再評価差額金	891
		純資産合計	6,850
資産合計	15,704	負債・純資産合計	15,704

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	
完成工事高	19,135
売 上 原 価	
完成工事原価	18,016
売 上 総 利 益	
完成工事総利益	1,119
販売費及び一般管理費	1,011
営 業 利 益	107
営 業 外 収 益	
受取利息配当金	20
その他営業外収益	30
営 業 外 費 用	
支払利息	27
その他営業外費用	1
経 常 利 益	128
特 別 利 益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	0
最低責任準備金精算に伴う影響額	315
支払保証事業保証給付金	54
貸倒引当金戻入額	19
債務保証損失引当金戻入額	2
特 別 損 失	
固定資産売却損	0
税 引 前 当 期 純 利 益	519
法人税等還付税額	18
当 期 純 利 益	538

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	
					繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
平成23年4月1日残高	1,886	1,940	65	2,005	1,531	1,531
事業年度中の変動額						
自己株式の取得						
当期純利益					538	538
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計					538	538
平成24年3月31日残高	1,886	1,940	65	2,005	2,069	2,069

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 計	
平成23年4月1日残高	△3	5,419	0	817	818	6,238
事業年度中の変動額						
自己株式の取得	△0	△0				△0
当期純利益		538				538
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			0	73	74	74
事業年度中の変動額合計	△0	538	0	73	74	612
平成24年3月31日残高	△3	5,957	1	891	892	6,850

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- | | |
|-------------------|---|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ② その他有価証券 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|-----------|---|
| ① 未成工事支出金 | 個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |
| ② 材料貯蔵品 | 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定） |

(3) 固定資産の減価償却方法

- | | |
|--------------------|---|
| ① 有形固定資産（リース資産を除く） | 定率法
ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法 |
| ② 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。 |

(4) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。 |
|---------|--|

- ② 完成工事補償引当金
完成工事に係る瑕疵補償費用に備えるため、過去2年間の完成工事補償実績に基づいた将来の補償見込額を計上している。
- ③ 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上している。
- ④ 工事損失引当金
受注工事の損失発生に備えるため、当事業年度末における手持ち受注工事のうち、翌期以降に損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上している。
- ⑤ 債務保証損失引当金
債務保証の履行による損失に備えるため、債務保証先の財政状態及び損益状況を勘案して、損失負担見込額を計上している。
- (5) 収益及び費用の計上基準
完成工事高及び完成工事原価の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の現実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用している。
- (6) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

追加情報

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用について」

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

「連結納税制度の適用について」

当事業年度より、連結納税制度を導入しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- | | | |
|------------|-----|----------|
| 担保に供している資産 | 建 物 | 1,284百万円 |
| | 土 地 | 2,693百万円 |
| | 合 計 | 3,977百万円 |
- なお、上記に対応する債務はない。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,008百万円

(3) 保証債務

下記の会社のマンション売買契約手付金の返済債務について保証している。

㈱タカラレーベン 120百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 99百万円

短期金銭債務 163百万円

(5) 土地の再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34条）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上している。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額」に合理的な調整を行って算出している。

② 再評価を行った年月日 平成12年3月31日

③ 再評価を行った土地の当期末における時価

と再評価後の帳簿価額との差額 Δ 883百万円

(6) 手形割引高 受取手形 245百万円

(7) 手形裏書譲渡高 受取手形 19百万円

(8) 事業年度末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。

なお、当事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれている。

受取手形 13百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引による取引高 売上高 173百万円

仕入高 1,045百万円

② 営業取引以外の取引による取引高 40百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	46,809	2,694	—	49,503

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、単元未満株式の買取りによる2,694株である。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産は計上していない。

なお、繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金損金算入限度超過額、税務上の繰越欠損金であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額である。

「法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正」

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.4%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは37.7%、平成27年4月1日以降のものについては35.3%にそれぞれ変更されております。

この税率の変更により、固定負債の繰延税金負債が0百万円減少し、その他有価証券評価差額金が同額増加しております。また、再評価に係る繰延税金負債は73百万円減少し、土地再評価差額金は同額増加しております。

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	88円33銭
1株当たり当期純利益	6円94銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐田建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成24年 5 月 9 日

佐田建設株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂川 修一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐田建設株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年 5月10日

佐田建設株式会社 監査役会

常勤監査役 神 山 明 ㊟

監 査 役 関 口 卓 男 ㊟

社外監査役 丸 山 和 貴 ㊟

社外監査役 櫻 井 則 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あら き とおる 荒 木 徹 (昭和24年2月20日生)	昭和54年5月 当社入社 平成9年3月 当社審査部長 平成15年6月 当社執行役員審査部長 平成16年6月 当社常務執行役員経営企画室審査部長 平成17年6月 当社取締役経営企画室審査部長兼法務相談室長 平成19年6月 当社常務取締役審査部長兼管理本部副本部長（総務・コンプライアンス担当） 平成20年6月 当社代表取締役社長（現在）	60,000株
2	みず いで きよし 水 出 潔 (昭和23年4月6日生)	昭和47年3月 当社入社 平成13年4月 当社建築本部工事部長 平成16年6月 当社取締役建築本部建築統括部長兼本社建築部長 平成19年6月 当社取締役東京支店長 平成20年6月 当社常務取締役東京支店長 平成21年3月 当社取締役東京支店長 平成21年4月 当社取締役建築本部長兼本店長 平成22年4月 当社取締役建築本部長 平成23年6月 当社取締役副社長建築本部長 平成24年4月 当社取締役副社長（現在）	61,000株
3	おお さわ きさる 大 沢 智 (昭和31年3月6日生)	昭和53年4月 当社入社 平成15年3月 当社本社施工事業部土木部副本部長 平成16年6月 当社執行役員土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成20年6月 当社取締役土木本部土木統括部長兼本社土木部長 平成21年4月 当社取締役土木本部長（現在）	47,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	たて 楯 のぼる 登 (昭和24年5月28日生)	昭和47年3月 当社入社 平成15年6月 当社本社施工事業部建築部長 平成16年5月 当社建築本部首都圏建築部長 平成19年6月 当社執行役員建築本部首都圏建築部長 平成20年6月 当社常務執行役員さいたま支店長 平成21年4月 当社常務執行役員東京支店長 平成21年6月 当社取締役東京支店長 平成24年4月 当社取締役建築本部長 (現在)	22,000株
5	くろ いわ のり ゆき 黒 岩 典 之 (昭和28年4月15日生)	昭和51年4月 当社入社 平成15年3月 当社本店営業部吾妻営業所長 平成16年4月 当社営業本部営業推進部営業部長 平成18年6月 当社執行役員営業本部営業部長兼本店 営業部次長 平成19年6月 当社執行役員営業本部本店営業部長 平成20年6月 当社常務執行役員営業本部営業推進 部長 平成21年4月 当社常務執行役員営業本部長兼営業 推進部長 平成21年6月 当社取締役営業本部長兼営業推進部長 平成22年6月 当社取締役営業本部長 (現在)	30,000株
6	た だ みつ ゆき 多 田 満 之 (昭和29年5月24日生)	昭和53年4月 当社入社 平成12年9月 当社営業部長 平成14年6月 当社取締役営業本部営業企画部長兼本 店営業部営業部長 平成16年4月 当社取締役営業本部営業推進部長 平成20年6月 当社常務取締役営業本部長兼本店営業 部長 平成21年3月 当社取締役営業本部長兼本店営業部長 平成21年4月 当社取締役さいたま支店長 平成22年4月 当社取締役本店長 (現在)	54,000株
7	やま もと つぎ お 男 山 本 次 男 (昭和24年12月23日生)	昭和43年3月 当社入社 平成15年9月 当社本社施工事業部建築部副部長兼 足利営業所長 平成17年11月 当社足利営業所長兼本社建築部第三 グループ長 平成18年4月 当社栃木支店長 平成20年6月 当社執行役員栃木支店長 平成21年6月 当社取締役栃木支店長 (現在)	59,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および担当 ならびに重要な兼職の状況	所 有 する 当 社 株 式 の 数
8	※ 田 島 順 一 (昭和29年 2月14日生)	昭和47年 3月 当社入社 平成12年 3月 当社監理部長 平成16年 4月 当社管理本部財務部担当部長 (監理) 平成17年 6月 当社執行役員管理本部財務部長 平成20年 6月 当社常務執行役員管理本部財務部長 平成21年 4月 当社常務執行役員管理本部兼財務部 長 平成21年 6月 当社常務執行役員管理本部長 (現在)	31,000株
9	はやし 林 章 (昭和24年 9月28日生)	昭和52年 3月 公認会計士登録 (現在) 昭和53年11月 税理士登録 (現在) 昭和54年 1月 林章事務所開設 (現在) 平成20年 6月 当社取締役 (現在)	0株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 林 章氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者とした理由

林 章氏は、公認会計士、税理士として専門的な知識・経験等を当社経営に反映していただくために、当社の社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数

林 章氏は、本総会終結の時をもって4年となります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

林 章氏は、現在当社の社外取締役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外取締役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および地位 ならびに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	かみ やま あきら 神山 明 (昭和25年1月26日生)	昭和44年3月 当社入社 平成14年3月 当社本社施工事業部土木部長兼宇都宮担当 平成16年4月 当社土木本部工務部担当部長（積算） 平成18年4月 当社土木本部生産・技術支援室長 平成19年6月 当社執行役員土木本部生産・技術支援室長 平成20年6月 当社常勤監査役（現在）	45,000株
2	せき ぐち たく お 関口 卓 男 (昭和14年2月22日生)	平成7年6月 株式会社群馬銀行取締役東京支店長 平成8年6月 同行取締役高崎支店長 平成11年6月 同行常務取締役 平成13年6月 同行常勤監査役 平成16年6月 当社取締役副社長管理本部長兼経営企画室長 平成20年6月 当社監査役（現在）	47,000株
3	まる やま かず き 丸山 和 貴 (昭和26年6月24日生)	昭和56年4月 弁護士登録（現在） 昭和56年4月 丸山法律事務所開業（現在） 平成16年6月 当社監査役（現在）	0株
4	※ ほし の ただ お 星野 忠 男 (昭和24年8月20日生)	平成16年7月 鹿沼税務署長 平成17年7月 関東信越国税局課税第二部資料調査第一課長 平成18年7月 関東信越国税不服審判所国税審判官 平成20年7月 館林税務署長 平成21年9月 税理士登録（現在）	0株

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
 2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 3. 丸山 和貴、星野 忠男の両氏は社外監査役候補者であります。
 なお、当社は丸山 和貴氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 4. 社外監査役候補者とした理由
 ① 丸山 和貴氏は、弁護士として専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていたために、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 ② 星野 忠男氏は、税理士として専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていたために、当社の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、

これまで、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

5. 社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数

丸山 和貴氏は、本總會終結の時をもって8年となります。

6. 社外監査役との責任限定契約について

丸山 和貴氏は、現在当社の社外監査役であり、当社は同氏との間で責任限定契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。

また、星野 忠男氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。

その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

社外監査役は、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担するものとする。

以 上

株主総会会場ご案内図

株主総会は佐田建設本社 6階会議室で開催いたしますので、
ご出席の場合は下記の案内図をご参照ください。



- ◆所在地 群馬県前橋市元総社町一丁目1番地の7
- ◆交通 JR上越線・JR両毛線 新前橋駅西口徒歩約12分
- ◆電話 027(251)1551(大代表)